

ちょうせい



コラム

行政ADRの強みと特色をいかした実践例

— その2（低周波音の事案） —

特別寄稿

全体構想の取り組み

講演録

日本固有の制度としての公害等調整委員会への期待（後編）

ネットワーク

がんばっています

近年増えている都市型公害の苦情相談への対応

[埼玉県草加市]

「におい」をめぐる対話を途切れさせないために

[滋賀県長浜市]



(写真提供：埼玉県草加市)

(写真提供：埼玉県草加市)

公害等調整委員会事務局



長浜城歴史博物館

(写真提供：滋賀県長浜市)



長浜盆梅展

(写真提供：滋賀県長浜市)

<ネットワーク>

33 がんばっています

近年増えている都市型公害の苦情相談への対応

埼玉県草加市市民生活部環境課公害対策係長

たやま かずや
田山 和哉

「におい」をめぐる対話を途切れさせないために

滋賀県長浜市市民生活部環境保全課主幹

なかむら たかひと
中村 崇人

38 令和8年度こども霞が関見学デーの結果報告と総務省・公調委キッズページのご紹介
公害等調整委員会事務局

41 公害紛争処理制度を知っていただくために
公害等調整委員会事務局

43 公害等調整委員会の動き(令和8年4月～6月)
公害等調整委員会事務局 ※

51 都道府県公害審査会の動き(令和8年4月～6月)
公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真「竹生島 ^{ちくぶしま} 都久夫須麻神社 ^{つ く ぶ す ま じんじや} 竜神拝所」<関連：36 ページ> (写真提供：滋賀県長浜市)

竹生島は周囲 2km あまりの小島で、長浜港から観光船（約 30 分）で行くことができます。島には宝厳寺と都久夫須麻神社が祀られています。

都久夫須麻神社（竹生島神社）は創建以来、度重なる火災で焼失しましたが、戦国時代に再建されました。その後、豊臣秀頼が伏見城の日暮御殿（一説には豊国廟とも伝えられています）を移築し、改修を施しました。そのため、前後の軒に唐破風、周囲に ^{からは} 庇 ^{ひさし} をめぐらした複雑な建築になっています。6 月には、古式ゆかしい祭礼「竹生島祭」がとりおこなわれ、この時期、島はもっとも活気に満ち溢れます。

公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会では、令和8年7月1日付で若生俊彦委員^{わ こうとしひこ}が退任し、その後任に、同日付で横田信孝委員^{よ こたのぶたか}が就任しましたのでご紹介します。なお、大橋洋一委員^{おおはしやういち}は再任されました。



7月1日付けで委員を拝命いたしました横田です。

昨年まで総務省に勤務し、行政制度を中心に様々な仕事に携わっておりました。総務省は国・自治体を通じて国民生活の基盤に関わる機能を担う役所です。中でも公害等調整委員会は、50年以上にわたって行政ADRの専担組織としてその役割を果たしてきました。

今後の急激な人口減少等の社会の変化は、公害など社会問題に変容をもたらすのみならず、国・自治体の行政の在り方についてもその見直しを迫るものとなるでしょう。その中でも、紛争処理を通じて社会課題を解決する

本委員会の役割は変わらず重要なものであり続けると思いますが、一方で変化に応じて国・自治体を通じた解決能力を高める取組みも求められていると考えています。

委員として、本委員会の任務の遂行と更なる発展のため力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

公害等調整委員会委員 横田 信孝

公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

令和8年7月1日現在

役 職	氏 名	経 歴 ・ 現 職
委員長	ながの あつお 永野 厚郎	元名古屋高等裁判所長官（※）
委 員	きたまど たかこ 北窓 隆子	医師（元姫路市医監）
委 員	なかむら や す し 中村 也寸志	元東京高等裁判所判事 部総括（※）
委 員	よこた のぶたか 横田 信孝	元総務省総務審議官
委員（非常勤）	おおたき あつこ 大瀧 敦子	弁護士（元司法研修所教官）（※）
委員（非常勤）	おおはし よういち 大橋 洋一	学習院大学専門職大学院法務研究科 教授
委員（非常勤）	かとう かず み 加藤 一実	国立研究開発法人産業技術総合研究所 特別顧問（元理事）

（注）※は弁護士となる資格を有する者

公害苦情相談アドバイザー紹介

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、都道府県や市町村（特別区を含む。）の公害苦情の処理を担当している職員（公害苦情処理担当職員）に対して知見や経験をもとに的確な助言を行うことを目的として、長年、公害苦情処理業務に従事されてきた方々に、公害苦情相談アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を委嘱しています。令和8年6月に新たに2名増え、計8名となりました。

アドバイザーは、公害等調整委員会が主催する公害苦情相談員等ブロック会議や各都道府県が主催する管内市町村の公害苦情処理担当職員研修会等において、講演やアドバイス等を行っています。

今後とも、公害苦情処理担当職員研修会等を主催する地方公共団体のご要望等も踏まえ、公害等調整委員会で調整の上、アドバイザーの派遣に応じてまいりたいと思いますので、ご要望がありましたら、当委員会事務局（下記のお問合せ先）までご連絡ください。

氏 名	職 名	主な専門分野
いなば ちあき 稲葉 千晶	盛岡市上下水道局浄水課水質管理センター 主査	水質汚濁、土壌汚染、悪臭
うえの くにお 上野 邦夫	板橋区資源環境部環境政策課課長補佐	公害苦情相談窓口対応
おおishi かずひろ 大石 一裕	公益財団法人地球環境センター参与 （元大阪市環境局技術監）	大気汚染、水質汚濁
かどや まきこ 門屋 真希子	公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学 研究所環境資源・生物多様性研究科主任	騒音、振動
ひらの たいちろう 平野 太一郎	千葉県環境生活部大気保全課特殊公害班班長	騒音、廃棄物
まつしま みつぐ 松島 貢	（公社）日本騒音制御工学会事務局 （元千葉市環境局環境情報センター所長）	騒音、振動
むかさ こうじ 向笠 晃司	我孫子市環境経済部生活衛生課主査 （元我孫子市環境経済部手賀沼課課長補佐）	騒音
よこしま しげのり 横島 潤紀	神奈川県環境科学センター調査研究部主任 研究員	騒音、振動

令和8年6月25日現在

<お問合せ先>

公害等調整委員会事務局総務課指導連絡係

Tel：03-3503-8592

Mail：shidou@soumu.go.jp

第 56 回公害紛争処理連絡協議会

開催：令和 8 年 6 月 5 日

公害等調整委員会事務局

令和 8 年 6 月 5 日、都道府県公害審査会会長等に東京にお集まりいただき、「第 56 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。本協議会は、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、毎年開催しているものです。

今回は、「調停の具体的実践」を中心テーマとして開催し、公害等調整委員会前委員による講演、都道府県からの事件報告及びグループ別意見交換を通じて、公害紛争処理制度の実務上の課題及び今後の方向性について議論を深めました。



全体会議の様子

1. 委員長挨拶（全文）

〔公害等調整委員会委員長 永野厚郎〕

公害等調整委員会委員長の永野でございます。
本日は、ご多忙の中、「第 56 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より公害紛争の解決にご尽力

いただくとともに、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

公害紛争処理制度は、発足から半世紀余りが経過し、対象となる公害紛争も、社会の変化や科学技術の進歩に伴い多様化し、社会の耳目を

集める新種の紛争も各地で発生しています。こうした状況の中で、利用者である国民のニーズにどのようにして応え、制度の存在意義を発揮するかは、制度の担い手である我々に求められた喫緊の課題であります。

このような観点から、一昨年の連絡協議会において、公害紛争処理制度の全体構想をお示しし、この連絡協議会の場と各地のブロック会議の場を連動させる形で、理念の共有と具体化に向けての議論を重ねてまいりましたが、今年の連絡協議会で3回目となります。全体構想の核心は、公害紛争処理制度を構成する各機関が制度の強みと特色を生かした運用を行うとともに相互の連携を強化することにより、制度全体としての解決力を高めることにありますが、これまでの議論を通じて、各地の状況を踏まえた上での問題意識が共有されてきているように思われます。

各都道府県の審査会からいただく事件報告や今回の連絡協議会に際してお願いしたアンケートへの回答を拝見しても、この連絡協議会の場も、いよいよ、問題意識の共有のための議論の段階から、具体的な実践による経験の共有の段階に入ってきたように思われ、大変心強く感じています。

このような趣旨で、本日の連絡協議会では、強みと特色を活かした公害調停の具体的な姿である、「単なる互譲の取次ぎにとどまらず、専門性を背景にした合理的な腹案を持った調整」

を実践するための実務上の工夫、これを支える委員と事務局の意思疎通、市町村や他機関との連携の在り方などについて、意見交換を

予定しています。成功例のみならず失敗談も含めて、それぞれの現場での工夫や課題、あるいは率直な悩みなどを気兼ねなく共有いただき、今後の取組の参考としていただければ幸いです。

公調委としても、全体構想に基づき、公調委自身の手続の運用や事務処理の見直しに果敢に取り組むとともに、地域を問わず対応の難しい事件が申請され得る状況の中で、都道府県審査会の業務が円滑に行われるよう、必要な知見の収集・蓄積と適時の情報提供等のバックアップを充実させることにより、中央委員会としての責務を果たして参りたいと考えています。

本日の協議が、各地における新たな実践と秋口のブロック協議会の充実に結びつき、次年度の連絡協議会における協議に繋がることを祈念して、私からの挨拶とさせていただきます。



公害等調整委員会
永野委員長

2. 公害紛争処理制度の全体構想について（概要）

〔公害等調整委員会事務局次長 米澤朋通〕

米澤次長からは、「公害紛争処理制度の全体構想」について説明が行われました。

まず、公調委が目指す姿として、市区町村の

公害苦情相談窓口、公害審査会等及び公調委から構成される公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること、すなわち、公害紛争処理制度によって解決されるべき紛争が未

解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすることが重要であるとの説明がありました。

その上で、現状の課題として、

- ・本来解決されるべき紛争が申請に結び付いていないこと
- ・事案に応じた適切な機関に申し立てられていないこと

の2点が挙げられました。



公害等調整委員会事務局 米澤次長

また、公害苦情件数と比較すると、公害審査会等への申立件数は依然として少なく、地域差も大きいこと、公調委には本来地域での解決が望ましい相隣紛争が申し立てられる一方で、公調委での対応が望ましい事件が十分に吸い上げられていない可能性もあることが紹介されました。

こうした課題への方策として、

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において自らの強みと特色を意識した運用を行うこと
- ②利用者の利便性向上、とりわけITの積極的活用を進めること
- ③適切な事件のくみ上げと機関間連携を推進

すること

- ④利用者及び弁護士等への周知を強化すること

が引き続き重要であると説明されました。

さらに、公調委の取組として、

- ・専門委員の早期活用と計画的審理
- ・職権調停の積極的活用による将来志向の解決
- ・地方自治体と連携した手続の進行及び解決策の模索
- ・受諾勧告制度の活用
- ・ウェブ会議方式の積極的活用による当事者の利便性の向上と審理の効率化
- ・公害審査会等に対応が困難な事件に関する相談対応
- ・弁護士向け説明会の開催

などを実施していることが紹介されました。

また、都道府県への支援策として、要望の多かった終結事件の検索性向上について、過去約5年分の終結事件を検索しやすい形で整理・提供する方向で検討していることが紹介されました。さらに、新任担当者や新任委員の制度理解及びノウハウ継承を支援するため、研修用動画の作成に取り組んでいることについても説明がありました。

最後に、公害審査会等に対して、

- ・専門的行政ADRとしての強みを意識した運用
- ・市区町村との連携による事件のくみ上げ
- ・ウェブ会議方式の活用
- ・利用者及び弁護士への周知

などについて、主体的な取組を期待する旨が述べられました。

3. 都道府県からの事例紹介（概要）

今回は、大阪府、熊本県及び北海道から、それぞれ特色のある取組や事件処理事例について紹介が行われました。

まず大阪府からは、非常用発電機に係る騒音等の事案及び金属加工業者を相手方とする騒音・振動・粉じん事案について報告がありました。前者は現地調査等を行った後、当事者間で調停外の和解が成立して終結した事例であり、後者は係属中に争点が増える中で最終的に金銭解決による調停成立に至った事例です。また、委員全体会議による情報共有や市町村職員向け研修会の開催などの取組についても紹介されました。



大阪府公害審査会

熊本県からは、市町村との連携及び調停委員会と事務局との連携を重視した運営について報告がありました。市町村が保有する苦情対応記録や測定結果を活用するとともに、ウェブ会議方式の導入を進めているとのことでした。また、カラオケ店から発生する騒音事案について、現地調査や測定結果を踏まえて具体的な防音対

策を提案し、調停成立に至った事例が紹介されました。



熊本県公害審査会

北海道からは、GHPエアコン室外機から発生する騒音及び振動に関する事案について報告がありました。市町村と連携しながら測定結果や現地状況を確認した上で、当事者双方から丁寧に事情を聴取し、具体的な低減策を検討して合意形成を図った事例です。報告では、生活型・相隣型の騒音紛争においては、規制基準の適用の有無だけでなく、現地確認や当事者への丁寧な説明が重要であることが示されました。



北海道公害審査会

4. 講演「公害調停のすすめ」

〔公害等調整委員会前委員 都築政則〕

都築前委員からは、「公害調停のすすめ」と題し、公害紛争処理制度の全体構想を踏まえた公害調停の在り方について講演が行われました。

講演では、公害調停の強みと特色として、調停委員会による事実把握や専門的知見の活用、受諾勧告制度の活用などが紹介されました。また、公害調停は単なる話合いの場ではなく、測定結果や専門的知見等に基づく合理的な解決案を踏まえて調整を行うことが重要であるとの説明がありました。

さらに、市区町村による苦情相談や測定結果の活用、環境部局との連携など、行政ADRとしての特色をいかした運用イメージが紹介されるとともに、現地調査や測定を通じた事実把握の重要性についても言及がありました。

最後に、公害調停の強みと特色について、会

長、委員、委員候補者及び事務局担当者の中で共通認識を持つことが重要であり、そのための情報共有や研修の充実が必要であるとの考えが示されました。



都築前委員講演の様子

※都築前委員による公害調停の実践例については、本号掲載のコラム「行政ADRの強みと特色をいかした実践例」（本誌 12 ページ）もご参照ください。

5. グループ別意見交換（概要）

全体会議終了後、参加者は4グループに分かれ、「調停の具体的実践」、「県審査会等内部の情報共有」及び「市区町村との連携」をテーマとして意見交換を行いました。今回の意見交換で

は、具体的な事件処理の工夫や悩みについて率直な意見交換が行われ、各都道府県に共通する課題も数多く共有されました。



グループ別意見交換の様子

（１）申請相談段階における対応

多くの自治体から、相談者に制度に対する誤解がみられるとの意見が出されました。相談者の中には、公害調停を行政による指導や命令の制度と理解している者や、裁判のように是非の裁断を下してもらえる制度と考えている者もあり、調停は調停委員会が間に入って、当事者間の話し合いによって合理的な解決がなされることを支援する制度であることを丁寧に説明する必要があるとの認識が共有されました。

また、近年は相隣紛争に関する相談が多く、公害に該当するか否かの判断等に悩む事例が少なくないとの報告がありました。

これに対しては、公害性の判断等が難しい事案であっても、入口段階で過度に厳格な判断をせず、申請を受け付けて、紛争の実情を把握した上で解決の可能性を検討することも重要ではないかとの意見が多くを占めました。

また、案件によっては申請前の段階から事務局が複数回相談対応を行い、申請書作成の支援や制度説明を行っている事例も紹介されました。

他方で、市区町村に規制する権限のある騒音などに関する紛争についての相談は、まずは市区町村の公害苦情相談の窓口を紹介するとの意見が多数であり、紛争解決のプロセスとして、規制権限に基づく指導では解決に至らない場合に県審査会等が調停事件として担当するのは役割分担として合理的であるとの見解が示されました。

（２）事務局と委員との連携

調停を円滑に進めるための事務局と委員との意思疎通についても活発な議論が行われました。

案件数の少ない自治体では、実際に申請を受

理した際に委員も事務局も経験が少ないことから、論点整理や今後の進め方について綿密な協議を行っているとの報告がありました。

また、熊本県から紹介されたような、

- ・期日前の論点整理
- ・市町村からの情報収集
- ・現地下見
- ・調停委員会との事前打合せ

といった取組に関心を示す参加者も多くみられました。

一方で、委員の日程調整が難しく、十分な事前協議の時間を確保できないことが課題として挙げられました。

そのため、

- ・電子メール
- ・電話
- ・ウェブ会議

などを活用しながら情報共有を行っている事例も紹介されました。



グループ別意見交換の様子

（３）現地調査及び測定的重要性

今回の意見交換において、最も多くの参加者から共感を得ていたテーマの一つが現地調査でした。

騒音、振動、低周波音及び悪臭などの案件では、書面のみでは実態を十分に把握できず、現

地確認を行うことによって初めて理解できる事情も少なくないとの意見が相次ぎました。

また、「現場を見てもらえた」という事実そのものが申請人の納得感につながり、調停成立に向けた環境整備にも有効であるとの意見も共有されました。

測定についても、

- ・規制基準を超えているかどうか
- ・環境基準との関係
- ・室内環境への影響

などを検討する上で重要な資料になるとの認識が示されました。

さらに、都築前委員の講演内容を踏まえ、「規制基準を下回っている場合でも測定結果は有用な調停材料になり得る」との考え方についても議論が行われました。

（４）市区町村との連携

市区町村との連携についても、多くのグループで議論が行われました。多くの自治体では、

- ・苦情対応の経過
- ・騒音等の測定結果
- ・行政指導の状況

などについて市区町村から情報提供を受けながら事件処理を進めていることが報告されました。

また、市区町村職員が現地調査に同行したり、測定に協力したりする事例も紹介されました。

一方で、公害紛争処理法第 37 条の非公開原則との関係について問題提起もなされました。特に、調停条項の内容や調停手続に関する情報について、市区町村とどの範囲まで共有できるのかという点が議論されましたが、多くの参加者からは、調停の非公開原則も絶対的なものではなく、当事者のプライバシーへ配慮しつつ、事件の迅速・適正な解決及び成立後のフォロー

アップの必要性の観点から、市区町村との一定の連携は不可欠であり、非公開原則の制度趣旨に反するものでないとの意見が示されました。

（５）調停成立に向けた工夫

調停成立に向けた具体的な工夫についても、多くの経験談が共有されました。

参加者からは、

- ・現地調査結果を踏まえた説明
- ・測定結果を用いた説得
- ・専門家の知見の活用
- ・防音工事等の具体的提案

などが有効であったとの報告がありました。

また、規制基準を超えず、受忍限度の範囲内にとどまるような案件であっても、

- ・被申請人が現状を維持すること
- ・将来にわたり一定の配慮を行うこと

などを内容とする合意が成立した事例も紹介されました。

さらに、公害問題の背後には近隣関係や感情的対立が存在する場合も多く、技術的な問題だけではなく、当事者間の関係性にも配慮しながら調整を進める必要があるとの意見も聞かれました。

（６）県審査会等内部の情報共有

最後に、県審査会等内部における情報共有について議論が行われました。

案件数の少ない自治体では、

- ・長期間申請がない
 - ・委員同士が集まる機会が少ない
 - ・担当者異動によるノウハウの継承が難しい
- といった課題が共通して指摘されました。

これに対し、

- ・定期的な総会の開催
- ・終結事件の共有
- ・委員向け研修

・ブロック会議の活用
などの取組が紹介されました。

また、公調委が進めている終結事件の検索機能の充実や研修用動画の作成について期待す

る声も多く聞かれました。とりわけ、委員の交代などの際に開催される総会の機会を実質的な課題共有の場としても活用するとの意見に多くの共感が寄せられました。

6. まとめ

今回の連絡協議会では、「調停の具体的実践」をテーマとして、公害紛争処理制度の全体構想を実務の中でどのように具体化していくかについて活発な議論が行われました。

都道府県からの事例報告では、現地調査、測定、専門的知見の活用及び関係機関との連携など、調停成立に向けた様々な工夫が紹介されました。また、グループ別意見交換では、申請相

談への対応、現地調査及び測定の活用、市区町村との連携、委員及び事務局間の情報共有などについて実務的な議論が行われました。

今回共有された知見や課題が、各都道府県における今後の実務や秋のブロック会議での議論につながり、公害紛争処理制度全体の解決力の総和の向上に結び付くことが期待されます。

行政ADRの強みと特色をいかした実践例 — その2（低周波音の事案） —

弁護士 つづき まさのり 都築 政則（公害等調整委員会前委員）
公害等調整委員会事務局調査官 いしだ こういち 石田 耕一

1 はじめに

公害紛争の中でも低周波音に関する紛争は、地方公共団体によっては測定結果を得ること自体に困難を伴うことがあり、しかも、測定結果と被害感覚との乖離が見られることが多い上、低減策にも困難があるため、合意による解決が困難な事案の一つといえることができます。

本稿は、低周波音の公害紛争について、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）において、最終的に調停成立に至った具体的なケースを素材とし、事件の概要及び解決の内容を紹介し（実際より簡略化しています）、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）における調

停の強みと特色をいかした実践の参考とするものです（機関誌「ちょうせい」第122号（令和7年8月）に掲載した実践例の2回目です）。

本事例の特徴は、市による苦情相談や行政指導だけでは解決に至らなかった事案について、公調委が専門的知見に基づく事実確認を行い、その結果を踏まえて柔軟な調停を行うことにより解決に至った点にあります。この事例は、公害苦情相談と行政ADRである調停との役割分担や連携の在り方を考える上でも参考となるものです。

2 事件の概要及び手続の経過

この事件は、一戸建て住宅に居住する申請人らが、近隣のスーパーマーケットに設置された空調機及び冷凍・冷蔵設備の室外機（以下「本件室外機」という。）から発生する低周波音により、睡眠障害及び日常生活への支障等の健康被害を受けたとして、当該店舗を経営する事業者に対し損害賠償を求めた責任裁定（損害賠償責任の有無を判断する手続）申請事件です（本件室外機と申請人ら宅の窓までの直線距離はいずれも20m以内）。

申請人らは、当初、居住する市に対して苦情の申立てを行い、市の担当課において騒音と低

周波音の測定を実施し、被申請人に対して対策を行うよう行政指導をしました。被申請人において、本件室外機の一部に防音カバーを設置したり、移設したりする対応を講じました。しかし、申請人らは低周波音による影響は解消していないと主張し、これに対し、被申請人はそれ以上対応できないとし、担当課も強制力を伴う指示を行う権限がないとしたことから、公調委に対する責任裁定の申請に至りました。

このように、市は測定や行政指導を行い、発生源者も一定の改善措置を講じました。しかし、申請人らはなお被害が継続していると感じてお

り、他方で市には更なる対応を求める法的権限がありませんでした。このため、当事者間で解決策を話し合う調停等の紛争処理手続の活用が課題となりました。

申請受理後、公調委は、専門委員の関与の下で現地調査及び測定を実施し、同専門委員による測定結果の分析もされた結果、以下の点が判明しました。

- (1) 申請人ら宅で測定された低周波音は、感覚閾値（人が音を感じ始める水準。具体的数値は機関誌「ちょうせい」第125号（令和8年5月）5頁参照）より低いがそれに近い値（窓閉め時）か、感覚閾値を少し超過する値（窓開け時）となった部分があるため、申請人らの訴えがこれに起因している可能性はあること（窓開け時に音圧レベルが増加するから申請人ら宅外の音源が考えられること）
- (2) しかし、本件室外機が稼働している時と稼働していない時の申請人ら宅における低

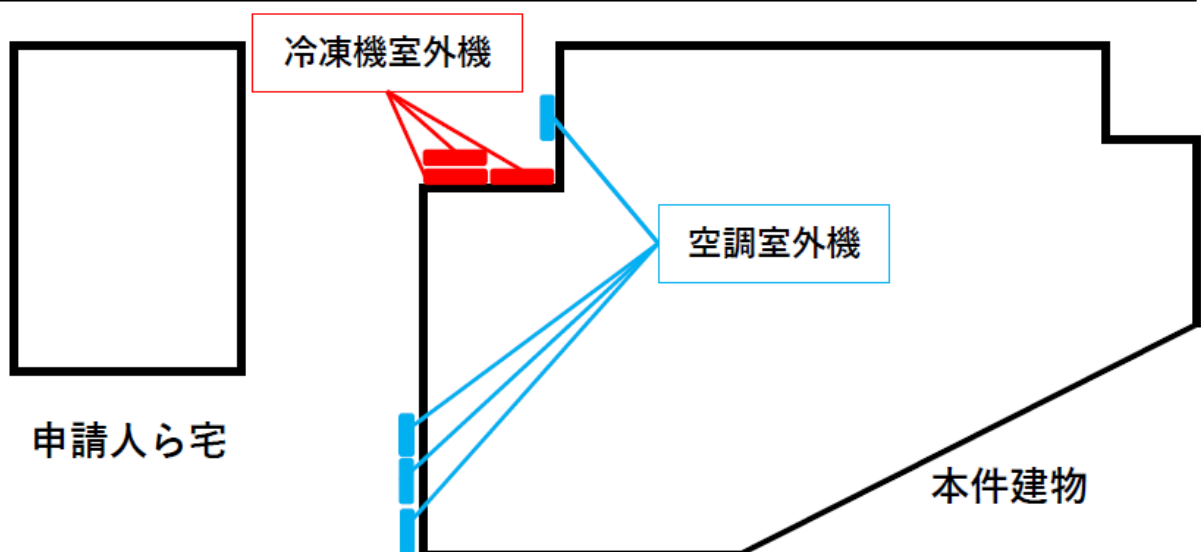
周波音の音圧レベルの差がほとんどない上、申請人ら宅における低周波音の卓越周波数と本件室外機の稼働時の卓越周波数とが一致しないことから、上記（1）の低周波音について本件室外機に起因している可能性は低いこと

(3) 本件室外機のオン・オフと申請人らの体感との間には相関関係がないこと

(4) 申請人ら宅の低周波音は、いずれの場合にも環境省の評価指針に基づく「心身に係る苦情に関する参照値」（環境省が示している目安となる値。以下「参照値」という。具体的内容は機関誌「ちょうせい」第125号（令和8年5月）4頁参照）は下回ったこと

以上の結果、裁定委員会としては、本件室外機の低周波音が申請人らの主張する健康被害の原因であると認めることは困難であり、責任裁定としては棄却すべきという判断に至りました。

現地周辺の状況



もっとも、公調委においては、裁定申請を棄却すべきと判断した場合でも、近隣紛争を話し合いで解決することは、被申請人、特に地域で活動する事業者にとってもメリットがあることから調停の可能性について打診しています。本件についても、審問期日において、率直に上記の測定結果を説明した上、調停の可能性について打診したところ、申請人らは、上記測定時はいつもより低周波音の音圧レベルが低く、季節によってはもっと高くなるとして測定結果に納得していない様子を示しました。裁定委員会としては、そうであるなら、被申請人に対し、今回の測定結果を維持するよう努めること、今

後の本件室外機の交換等の場合でも同様とすることを約束させることは、申請人らにとってメリットがあるのではないかと説得したところ、申請人らは直ちに応ずるとはいえないものの、その方向でもやむを得ないかとの反応を示しました。他方、被申請人はその約束をすることに応じるとしました。そこで、裁定委員会は、職権で本件を調停に付した上、以下の調停条項案を作成し、受諾勧告（調停委員会が解決案を提示して受入れを勧める制度）を行ったところ、設定された期間内に双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、その案のとおり、調停成立に至りました。

調停条項案

- 1 前記（１）から（３）の測定結果を相互に確認する。
- 2 参照値の内容と、申請人ら宅では参照値を下回ったことを相互に確認する。
- 3 被申請人は、本件室外機から発生する低周波音について、第１項の測定結果の音圧レベルを維持するよう努める。本件室外機を交換又は移設する場合も同様とする。
- 4 申請人らと被申請人は、互いに、他方当事者へ配慮することを約束する。
- 5 申請人らは、その余の請求を放棄する。
- 6 当事者間に、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 7 手続費用は各自の負担とする。

3 低周波音事案で公害調停の強みと特色をいかす実践の方法

（１）事案に応じた事実把握

公害調停においては、当事者間の認識の隔たりを小さくし、解決の方向性を見いだすため、事実関係をできる限り具体的に把握することが重要です。

その方法は事案によって様々であり、資料の収集、現地確認、当事者からの事情聴取、関係機関からの情報収集などが考えられます。

本件では、公調委が専門委員の関与の下で現地調査及び測定を実施した結果、低周波音の状

況や当事者の主張との関係について一定の知見を得ることができ、その後の合意形成に役立ちました。

もっとも、本件では既に市が公害苦情相談の一環として測定を実施しており、市区町村が苦情対応の過程で取得した測定結果や調査資料は、調停における事実把握の重要な資料となり得ます。その内容が十分に活用できる場合には、必ずしも改めて調停機関が測定を実施しなければならないものではありません。本件においても、市の測定結果を活用することは可能であったと考えられますが、公調委では、当事者双方の納得を得るため、また、音源との関連性や体感との相関関係等について専門的な観点から再確認するため、念のため専門委員による現地調査及び測定を実施したものです。

現地調査及び測定を実施して事案の解明を図ることは調停を運営する上で有効な方法ですが、低周波音は騒音規制法上の規制基準がなく、市区町村によっては測定体制が整っていない場合もあります。調停委員自ら測定のできる審査会等もありますが、それが困難な場合には、都道府県や市区町村の環境部局等の協力を得て測定を実施することも有効です。また、どうしても十分な測定ができない場合であっても、本件で行われたような音源と主張される機器のオン・オフを伴う体感調査や、当事者からの詳細な事情聴取、生活実態の確認等を行うことは可能であり、そのような手法によっても調停のための有益な説得材料を得ることができると考えられます。

このように、公害苦情相談を担当する市区町村等と調停機関とは、それぞれの役割に応じて事実把握を行い、相互に情報を活用しながら連携することが重要です。

（２）柔軟な調停案の検討

（１）で把握した事実関係を踏まえつつ調停内容を柔軟に検討していくことが必要です。例えば、参照値を超える場合には、低減策を検討する必要がありますが、低周波音の場合、科学的な根拠に基づく低減策を検討すること自体に費用がかかったり、採るべき低減策に高額な費用がかかったりすることがあります。調停委員の有する知識経験を活用したり、環境部局の協力を求めたりするなど、持てるリソースを活用して少しでも効果の期待できる対策を検討し、場合によっては、引き続きフォローアップをしていくとの条項を入れたり、対策費用の趣旨で金銭解決を提案するなど、柔軟に解決案を検討する必要があります。

他方、参照値を下回った場合でも、感覚閾値との比較など、他の要素も考慮の上、受忍限度（社会生活上受け入れざるを得ない限界）の判断を慎重に行うことが必要です。仮に、受忍限度を超えないと判断する場合でも、調停による解決は当事者双方にメリットがあります。例えば、測定結果を確認し、被申請人は今後もそれを維持するよう努力するほか、任意に協力できる対策（例えば、機器の更新時に移設するなど）を盛り込むことが、現実的な解決となる場合があります。ただし、受忍限度を超えないと判断しながら被申請人に過度な負担を求めることは避けるべきです。

以上のような調整の結果、当事者のもう一步の決断により合意成立の可能性がある場合、受諾勧告により調停委員会の見解を示して合意形成を後押しすることも重要です（仮に成立しなかった場合でも、調停委員会の示した見解はその後の紛争解決に役立つことになります。）。

（３）公害苦情相談による解決と行政 ADR である調停の役割分担

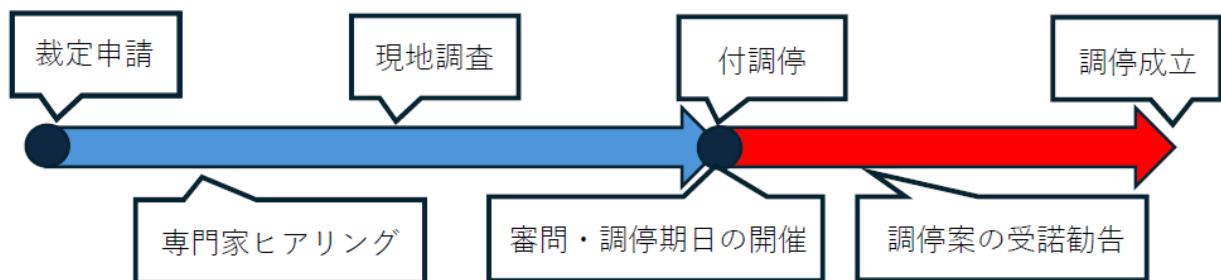
地方公共団体による公害苦情相談は、公害紛争解決の第一段階として重要な役割を果たしています。例えば、市区町村は、現地確認や測定の実施、関係者からの事情聴取、行政指導による改善の働き掛けなどを行うことができます。

他方で、規制基準に適合している事案や規制対象外の事案では、行政指導のみでは当事者双方が納得できる解決に至らない場合があります。また、発生源者が既に可能な範囲で改善措置を講じている場合には、更なる対応を求めることが難しいこともあります。

本件は、市による苦情相談から始まり、測定や行政指導を経ても解決が困難であったため、公調委の手続に移行した事例です。公調委では、専門委員による現地調査及び分析を行った上で、その結果を踏まえた柔軟な調停案を提示し、最終的な合意形成につなげることができました。このように、調停は事実関係を丁寧に確認し、必要に応じて専門的知見も活用しながら、その結果を踏まえて当事者双方が納得できる現実的な解決を目指すことができます。

このように、公害苦情相談と調停とは対立するものではなく、それぞれが異なる役割を担いながら、段階に応じて連携して紛争解決を図ることが重要です。

申請から調停成立に至るまでのイメージ



4 おわりに

本件は、低周波音という評価の難しい問題について、専門的知見に基づく検証を通じて当事者の理解を深め、その結果として合意形成に至った事例です。このように、公害紛争の解決においては、苦情相談と調停とがそれぞれ異なる役割を果たしながら連携することが重要です。また、規制基準違反の有無を判断することだけでは紛争解決に至らない場合であっても、調停により柔軟な解決を図ることができる場合があります。

特に、参照値や感覚閾値との比較で受忍限度内と認められる場合であっても調停による柔軟な解決が可能であることを示した点に意義があります。ただし、反省点として、①公調委による測定を実施する前に、市による低周波音の測定結果を把握して検討すべきであったこと（利用できる内容なら解決が早まった可能性があります。）と、②調停条項として、今後市による行政指導（規制権限を背景とせずに苦情相談機関としての市が行う調整的な行政指導）が

行われる場合には、被申請人はそれに従う旨の条項を設けるべきであったということが挙げられます。

今後は、市区町村担当者も含め、苦情相談による解決と調停等との役割分担について理解を深め、苦情相談の段階で可能な範囲で事実関係の把握や関係者との調整を行い、その上で解決が困難な場合には調停等への移行を適切に検討するという運用を共有していくことが求められます。また、紛争処理機関においては、

事案の内容や体制に応じて、資料収集、現地確認、委員の知見の活用等の適切な方法により事実把握に努め、その結果を踏まえて柔軟な解決を図ることが期待されます。

本件は、公害苦情相談から調停等への円滑な移行や、事案に応じた事実把握の在り方を含め、公害紛争処理制度全体として解決力を高めるための取組（全体構想）を考える上で参考となる事例といえることができます。

【参考】

○機関誌「ちょうせい」第122号（令和7年8月）

コラム 行政ADRの強みと特色を活かした実践例

https://www.soumu.go.jp/main_content/001027487.pdf



○機関誌「ちょうせい」第125号（令和8年5月）

特別寄稿 公害調停のすすめ（その4）－全体構想の一環として－

https://www.soumu.go.jp/main_content/001075061.pdf

4頁及び5頁に『低周波音による心身に係る苦情に関する参照値』を掲載



全体構想の取り組み

わこう としひこ
若生 俊彦

(公害等調整委員会前委員)

はじめに

去る6月、5年の任期を終え、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）の委員を退任した。就任の際は、5年もの任期を果たして無事やり遂げることができるか懸念もあったが、幸い永野委員長はじめ同僚の委員の皆さんや事務局職員の支えがありなんとか全うすることができた。公調委は、公害をめぐる紛争について、裁判とは異なる方法で解決を図る機関であるが、退任に際して永野委員長から、5年間の経験を踏まえて機関誌「ちょうせい」に寄稿を書いてみないかと提案があり、若干荷が重いと思ったが、自分のこの5年間の経験について、特に元行政官という出自の委員が書くことが、公害に関する相談や紛争の解決に当たる皆さ

んにとって何がしかの参考となるかもしれないと思い、筆を執ることとした。なお、本稿は、前委員の立場から自由に執筆したものであり、意見に及ぶ部分はあくまでも私見であることを断っておきたい。

さて今回、3回分の寄稿の枠をいただいたので、第1回では、この任期中に生じた公調委内部の変化について扱い、2回目においてそれが具体的な事案の処理にどのように影響を及ぼしたかを述べ、最終回で、こうした変化を踏まえて行政ADR（裁判によらず、行政機関が関与して話し合いや審理により紛争解決を図る仕組み）としての公害紛争処理の今後の課題と展望について、述べてみたい。

1 変化のきっかけ

私が委員を務めた期間において公調委は少しずつではあるが着実に変化を遂げてきた。そのきっかけとなったのは、全体構想^(注)を組織目標として掲げたことだったのではないかと考えている。全体構想とは、公調委だけでなく、都道府県や市区町村を含めた公害紛争処理制

度全体がどのような役割を果たすべきかを示した将来像である。最初は、公調委の活動をより多くの人に知ってもらうため、広報戦略の核となる将来像（ビジョン）を作ろうというところから議論が始まったと記憶している。議論を重ねるうちに、広報戦略にとどまらない公調委

(注) 「全体構想」とは、公害紛争処理制度が目指すビジョンであり、次のとおりである。

- ・市町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

の組織全体のビジョン、そして公害紛争処理制度全体のビジョンへと議論が発展していき、今の全体構想となったものである。

全体構想の中身については、今はあらゆる機会を捉えて発信しているので、ここではその詳細は触れず、全体構想を掲げて活動してきたことにより具体的にどのような変化が生じたのかを中心に述べることにした。全体構想が公調委の内部の問題だけではなく、都道府県の公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）や市区町村等の公害苦情処理窓口を含む公害紛争処理制度のまさに全体構想となっていることが、いろいろな変化を生み出す大きな要因になっていると思う。なお、公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の公調委のほか、都道府県に審査会等が設置されて

おり、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。また、住民から寄せられる公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期段階としての性格を有しており、公害苦情の適切妥当な処理は公害紛争全体の解決のために重要である。



2 生じた変化

私自身についていえば、全体構想によって意識が大きく変わったと感じている。これまでは、公調委の扱う事件の処理にばかりに意識がいており、審査会等（都道府県に設置され、公害紛争の解決に当たる機関）の処理状況について報告を受けて、なかなか厳しい状況にあるとの認識は持っていたが、それを共通の課題として認識し、解決しようとの意識には至らなかった。市区町村等の公害苦情相談窓口に寄せられる苦情相談の状況についても、実態調査がまとまる際に報告を受けて、全体の傾向については把握していたが、それを審査会等や公調委の事件処理につなげる発想はなかった。全体構想により、審査会等や市区町村の公害苦情相談窓口を含めた制度全体を関連付けてみる意識が生まれ、公害紛争処理制度全体として課題の解決に取り組まなければならないとの意識が醸成

されたと思う。

公害紛争処理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、公調委と全国の審査会等の会長等が一堂に会し、直接意見交換を行う大変貴重な機会であり、周到な準備の下に開催される一大イベントであったが、どちらかというと情報の共有に力点が置かれ、共通の課題の解決に向けて意見を交換するという雰囲気は薄かったように思う。

今では、全体構想の実現に向けて議論する重要な会議に位置づけられており、その準備は、前回の連絡協議会の終了時点から始まり、そこで出てきた課題を秋に開催されるブロック単位の事務局の会議で議論し、さらにその会議の成果を次の連絡協議会にどのようにつなげるかを議論し、そのためのアンケートをどのように実施するかを検討するというように、すべて

全体構想の実現に向けた一連の活動として位置づけられるようになってきている。そして、その準備のため、委員と事務局の間で何度も議論が重ねられている。連絡協議会は、恒例行事から、目標の実現に向けた重要なプロセスへとその位置づけを変えてきている。最近、この会議に参加された皆さんもその変化を実感されているものと思う。

また、これをきっかけに委員間、又は委員と事務局の間で頻繁に議論が行われるようになってきており、事務局から積極的な提案がなされるようになってきている。この問題に限らず、委員と事務局の垣根が低くなり、風通しが良くなった印象を受ける。さらに、公調委と審査会等の垣根も同様に低くなってきたのではないかと感じている。最近では、各県からいろいろな相談が頻繁にくるようになったと聞いている。指導する側、される側という意識から、全国の公害紛争処理に携わる者が、共通の課題に取り組む仲間という意識が芽生えてきているのではないだろうか。



全体構想による変化は、個別の事案の処理にも及んでいる。その目的は、当事者にとってより迅速で分かりやすい紛争解決を実現することである。行政ADRとしての強みと特色をいかして、それぞれの機関にふさわしい事件処理を目指すという全体構想は、個々の事件の効率

的な進行管理、審査方針の早期共有、現地調査への委員の積極的な参加、関係機関への協力要請、ウェブ会議の活用、諸手続の柔軟な実施など事案処理の細部にまで浸透してきている。例えば、これまでは、裁定委員会（公調委において事件を審理するための委員会）での議論は、あらかじめ事務局において相当の準備作業が行われ、ある程度事実関係を固めてから行われることが多く、事案によっては手戻りが生じることもあった。今は、比較的早い段階で粗々の資料で委員と事務局で意見交換を行い、大きな方向性を共有した上で、審議を進めることとしており、審議の効率性がアップしたように思う。委員と事務局の間の敷居が高いと、なかなか早い段階で率直な意見交換は難しいが、一連の変化の中で、両者の関係にも変化が生じてきた証左であろうか。また、紛争解決の検討の過程で、地元の自治体との連携を積極的に探る動きも出て来ており、事務局職員の視野も広がってきたと感じている。

また、委員や事務局職員による積極的な情報発信もこうした変化の一環である。前委員の都築委員は「ちょうせい」に調停のすすめとして、連載の特別寄稿を執筆されたが、裁定委員長として何度も調停を成立させた委員自らが、調停の要諦をわかりやすく述べられた本特別寄稿は、調停に携わる多くの方々の意識の変化を促すものであり、個々の事案の処理だけではなく、制度全体を視野に入れた全体構想の実現に向けた実践の一環でもある。私自身も及ばずながら、調停におけるウェブ会議の活用について寄稿を執筆させていただいた。これは、遠方の当事者でも参加しやすくし、紛争解決の負担を軽減するための取組である。また、事務局職員も、わかりやすい調停の実践例を「ちょうせい」に掲載している。さらに判例時報などの専門誌に

も公調委で扱った事件の解説記事を積極的に投稿している。

ダッシュボード（事件処理の進み具合を分かりやすく可視化する仕組み）による審議期間の現状の把握なども、情報共有や業務改善への意識の高まりの表れである。公調委が本来の役割を果たすためには、現在、多くの事案を抱える

中で、限られた人員や時間を、本当に公調委が扱うべき重要な事案に重点的に配分するためにも、効率的に審議を進めることが重要であり、処理期間を常に把握することは、意識を審議の効率化に向けさせることにつながる。こうした取り組みが、事務局の職員の発案で取り組まれたことも変化の一つである。

おわりに

ここまで、全体構想を掲げてきたことによる変化の状況を述べてきた。個々に見れば小さな変化であるが、全体を通してみると、こうしたビジョンを掲げて業務を推進することにより、そこに携わる者の意識が変化し、風通しの良い組織が醸成されることに繋がっているように思う。

市区町村等の公害苦情処理、都道府県の公害審査会等のそれぞれの機関においても、全体構想とは別にそれぞれの機関にふさわしいビジョンを作成してみてはいかがだろうか。自らの働きかけによって、わずかでも変化が生じることを経験することは、それ自体楽しいことであり、試みしてみる価値があるように思う。

【参考】

○機関誌「ちょうせい」第123号（令和7年11月）

ウェブ会議を活用した調停期日顛末記

https://www.soumu.go.jp/main_content/001042321.pdf



○機関誌「ちょうせい」第118号（令和6年8月）

公害調停のすすめ ―規制基準と調停の関係について―

https://www.soumu.go.jp/main_content/000965907.pdf

※当該記事が『公害調停のすすめ（その1）』



○機関誌「ちょうせい」第123号（令和7年11月）

公害調停のすすめ（その2） ―全体構想の一環として―

https://www.soumu.go.jp/main_content/001042319.pdf



○機関誌「ちょうせい」第124号（令和8年2月）

公害調停のすすめ（その3） ―全体構想の一環として―

https://www.soumu.go.jp/main_content/001057204.pdf



○機関誌「ちょうせい」第125号（令和8年5月）

公害調停のすすめ（その4） ―全体構想の一環として―

https://www.soumu.go.jp/main_content/001075061.pdf



日本固有の制度としての公害等調整委員会への期待 (後編)

弁護士 その お たかし
園尾 隆司



6 裁判・調停の判断原則についての欧米諸国と日本との比較

(1) 欧米諸国の裁判・調停が目指すもの

先ほど、司法的紛争解決として説明しました内容は、実は、欧米の裁判が理想とする姿です。いずれにも偏らない判断、予断を持たない公平無私の裁判が欧米の裁判の理想とするところです。欧米の正義の女神像は、目隠しをして秤を手に持っています。予断やわたくし心を持たない公平無私の女神像です。欧米法の基礎となったローマ法の歴史の中で、紀元前 450 年頃に編纂され、以後約 1000 年にわたって公法・私法の基本法典として存続した「十二表法」があります。十二表法では、支配者の専横を抑制するため、審判人制度と呼ばれる制度を作り、裁判政務官が争点決定をし、人民の中から選ばれた審判人が事実の認定を行うこととされてい

ました。その認定事実を前提として、裁判政務官が判決を下すのです。

この制度を今に承継するのが陪審制です。裁判官が争点決定をし、国民の中から無作為で選ばれた予断のない陪審員が当事者双方から提出された証拠を直接見て判断します。裁判官は、陪審員の事実認定を前提として判決を下します。陪審員は素人だから間違った判断をする可能性が高いだろうというのは日本的な正義感なのです。欧米の紛争解決機関では、真実は何かを追求するよりも、「どちらにも偏らない」「公平無私」による判断を最善の判断とするのが基本姿勢なのです。これと対比する趣旨で、日本における紛争解決のエピソードをお話します。

（２）日本における債務者の詫びと債権者の許し

我が国の特徴のある国民性を表す非常に興味深い書物があります。倒産弁護士の先達というべき清水直弁護士の『続・プロが語る企業再建ドラマ』の描写です。

「私が初めて企業再生事件を手がけたのは、弁護士登録をしてまだ３か月もたっていない昭和 37 年初夏の頃のことであった。東京深川のオオタケ商店という材木屋の私的再建事件であったが、下町の人たちは極めて人情に厚く、債権者・債務者が協力し合って、いかに平穏裏に整理するかについて話し合い、迷惑をかけた人たちに誠意を持って頭を下げて、許しを請いに来ているという者について、石もて追いかけるようなことはできないよと。債権者が。誠意を持って頭を下げてきている債務者に対して、けしからんと言って石を投げつけることはできないと、和気あいあいと話しながら、債権者・債務者の会議が終わるや、債権者・債務者が一緒になって、債務者の女房の手作りの松前漬をさかなにして一杯飲んで散会するという夕べが続いた」と、こう書いてあるのです。

ここで書かれた何が珍しいのかというと、「深川で松前漬を食べた」というのが珍しいわけではありません（笑）。松前漬はイカと人参と昆布があればどこでも作れます。そうではなくて、債権者・債務者が債務整理の協議をしたあと、和気あいあいとお酒を酌み交わす。債務者が「皆さんに迷惑をかけました」と誠意を持って頭を下げて許しを請うと、債権者もそれを許す。すみませんでしたと真摯に許しを請うと、債権者は、そういう者を石もて追いかけるようなことはしない。それが日本の人情であると言っているのです。

（３）日本における金銭債務不履行への姿勢

次に、1998 年、私が２度目にアメリカの制度の調査に行けと言われて出かけていった時のことです。そのときにはバブルが崩壊した時期でしたから、外国出張に支給される手当も削りに削られました。そのため、私はまずはロサンゼルスで２週間、日本人が経営する大変な安宿に泊まって２週間を過ごしたわけです。

そのホテルにフロリダから逃げてきたという日本人夫婦がいて、私とよく一緒に洗濯場に行って洗濯機を回していたものですから仲よくなって、いろいろ話をしたのです。そこで、ジャッジなのになぜこんな安宿に泊まっているのかと訊かれ、家内と子供を育てていかなくてはいけないので、この時期、若いジャッジはとても大変だと説明しました。そうしたら、いたく同情されまして、こちらが聞かないのに問わず語りに話してくれたのは、「私たちは破産の準備をするために、２年間こういう生活をしている」ということでした。

「破産の準備をするとはどういうことですか」と訊くと、「破産の申立てをしたら、過去２年間にわたって、破産管財人は全金融機関に強制的に調査する権限を持ちます。そこで、もし詐欺行為だとか税金の不申告があると、刑務所に行かなければならない」と言うのです。「ですから、私たちは２年間、現金だけで暮らしてきました。現金生活をしたら、銀行その他にクレジットの記録が残らない。だから、あともう少し頑張ろうと思う」と言うのです。

アメリカでは破産事件が多いといわれます。債務を払わない者は簡単に破産しているのだらうと思われているのですが、それは表面的な見方です。アメリカでは非常に厳しい取立てが

ある。その厳しい取立てを免れるために、破産の申立てをせざるを得ない。日本とは事情が違うのです。

フロリダで飲食店を経営していた店主が収入をごまかして納税していなかったとなると刑務所行きです。そういう非常に厳しい規律の中で、それでも申し立てをしていくのがアメリカの破産手続です。アメリカあるいは欧米の基本にあるのは、ローマ法古法である十二表法です。そこには、金銭債務の支払いを怠った者は奴隷の地位に落ちると規定されており、それが金銭債務不履行に対する欧米諸国の基本的な考えの中に厳然と残っているのです。刑務所に入る

のが原則です。

日本ではそうではありません。お詫びをして、「本当に申し訳なかった」という真摯な気持ちを表すと、石もて追わない。しかし、よその国もみんなそうかというと、そうではないことを知っておく必要があると思います。



7 公害等調整委員会への期待

(1) 「ちょうせい」掲載の論稿

公害等調整委員会に「ちょうせい」という機関誌があります。これは、単なる公報に留まらず、内容的に読み応えのある論稿が多数掲載されている広報誌です。その43号に、上野透＝池田千恵「米国のADR（特に公害・環境分野）について」（2005年）という論稿が掲載されています。大変優れた内容です。私が特に優れていると感じたのは、「わが国の公害等調整委員会のような紛争解決手続を持つものは米国には見当たらない」とまとめている点です。

法学者や裁判官が外国に出張して調査すると、ほとんど例外なく、「この点はわが国の制度設計の参考になる」とまとめます。明治維新以来、わが国では、欧米諸国の制度に学ぶために海外出張をしてきたものですから、私も優れた制度を学ぶために海外出張をしてきました。民法の教科書を見ても、民事訴訟法の教科書を見ても、はたまた破産法の教科書を見ても、法の

起源として、明治にまで遡った後に、必ず欧米諸国の法制の記述になります。江戸時代に遡る記述はありません。その癖が今も残っていて、欧米諸国に留学すると、必ずわが国の制度設計上参考になる点を幾つか拾って帰ります。しかし、公害等調整委員会からの出張した上野さん、池田さんのご両名は、アメリカ各地で様々な公害・環境分野のADR（裁判外紛争解決制度）について調査を尽くした上で、結論として、「わが国の公害等調整委員会のようなADRを持つものは見当たらない」と淡々と述べています。我が意を得た論稿です。

(2) 深山元最高裁判事の論稿

『公害等調整委員会50年史』（公害等調整委員会、令和4年）の中に、ついこの間まで最高裁判事をやっていた深山卓也さんが、若い頃に公害等調整委員会審査官補佐だった当時の感想を書いているものがあります。その中に、深

山さんが率直な感想を書かれています。紛争解決の王道は裁判所の手続と信じて、ここで何をやるのだろうと疑心暗鬼で赴任した。ところが、日々様々な委員の方々と事務局の方々と接触しているうちに、これは自分の考えが間違っていたと分かった。この手続について、自分は裁判所の前さばきぐらいに考えていたけれども、これは本格的な行政手続と感じたと、感銘深く語られています。

(3) わが国の独自性を堅持することへの期待

公害等調整委員会の設置と手続について書いた公害紛争処理法を見てみると、物すごくたくさん枝番が入っています。ということは、随時、現状に合うように修正されて今になってきたということです。最初に定めた手続でそのまま50年運営してきたわけではない。その際に、不便なところ、不都合なところを随時修正しながら今の手続をつくり上げている。

そうやって、ここまでつくり上げたものから、言わば堂々と、「これは日本の固有の紛争解決制度で、日本の紛争解決のためには非常に有効な手段を備えている」という方向で物事を考えていってもよいのではないかと、そんなことを考えます。紛争について、我が国特有の国民性、我が国特有の正義の観念に基づいて解決をつけていくのは非常に重要ではないかと感じます。これまでにお話しましたとおり、日本の固有性をあまり軽く見てはいけません。日本の固有性に基づいて堂々とつくった法律、日本の固有性に基づいて堂々とつくり上げた運用は、非常に重いものがあるのではないかと思います。こういう言わば我が国の固有性に着目した、世界に例のない手続は、しっかりと伸ばしていく

のがよいのではないかと。そんなことを考えさせていただきました。

私からのお話はこの程度にして、ここらで何か質問、御意見、あるいは御批判、苦情などがございましたら伺いたいと思います(笑)。よろしくお願いします(拍手)。

【参加者】本日は手術直後の時期に、熱の籠もった貴重なお話を聞かせていただきましてどうもありがとうございました。私が裁定委員長として担当した事件につきましても、過分なお言葉をいただきまして恐縮をいたしております。その後、あの事案がどうなったのかなと気になっていたものですから、今日、後日談のお話も聞けて安心いたしました。

私ども公調委としては、常に専門性ということで、専門委員などを使って測定をやったりして、専門性に基づく合理的な解決案をいつも念頭に置いておりますけれども、それだけではやはりどうしても解決はできない中で、両当事者間の関係とか、様々なことを考慮して、専門的な合理的な解決案にプラス、その事案に適した解決案を常に求めていくという姿勢を取っているのですけれども、それが、お話をいただきまして、もともと日本固有のそういう制度に起源があって、日本の国民感情に適した解決方法を模索した結果であるという認識を得て、非常に参考になって面白かったです。

そこで一つだけ、江戸時代の村町役人の解決の方法というのが、合理性をどうやって確保していたのかと、考えたりしたのですけれども、その辺で何か分かることがあれば教えていただければ。

【園尾氏】それも大事なところだと思っています。村役人、町役人とかいうと、そこらで見かける町内会長さんと似たようなものかと思う

方も多いと思いますが、明治時代の記録を見ると、村役人・町役人だった人は、ほぼ全て、村長・町長・県総務部長とかになっているのです。江戸時代の村役人・町役人は、庄屋・大庄屋・名主・肝入などの地位にあり、今に引き直すと、村役人は村長・町長、町役人は都内各区の区長というところだと思います。大変地位が高いのです。

今に引き直すと、公害等調整委員会は江戸時代の評定所で、各藩に相当する都道府県を従え、村役人・町役人はその下の市町村長だったと考えていただいていると思います。現在、市町村では公害苦情相談窓口を設け、熱心に苦情処理に取り組んでいます。村役人、町役人の伝統を受け継いでいるのだらうと思います。市町村が身近な紛争についていろいろ相談に乗って、村役人・町役人の平素の識見に基づいて、こうしたらどうか、ああしたらどうかとやっているのも、江戸奉行所裁判の歴史から見てうなずけます。

日本で、明治初期に民事調停制度の前身である勸解制度をつくりました。これは民事調停ができる前の、明治民事訴訟法の前職権和解手続でした。そこでは、当事者の言い分を書記官の立場の人が聞くのです。双方の意見を聞いて、双方の意見の中から解決策を見いだしていくというやり方で説得をしていました。現地に出張して好評を博したとも言われています。これによって非常に高い率で調停が成立していたのです。ところが、明治23年に明治民事訴訟法をつくったときに、その勸解制度を全廃しました。どうして全廃したのかというと、明治民事訴訟法では、地方裁判所の審理は全て合議体でやるということにしました。要するに、裁判長のほか2人の陪席裁判官がいる。法曹資格を持った、法律に明るい陪席裁判官が2人いて、その陪席

裁判官が和解を担当する。法曹資格のない書記がやってきた和解の仲介について、2人の優秀な陪席裁判官が担当してできないはずはないと、自信満々で勸解制度を全廃したのです。そうしたところ、それから10年もたたないうちに、物すごく事件がたまりました。その結果出てきたのが大正11年制定の借地借家調停法です。民事調停法の前身です。出張調停も多用しました。それによって非常にたくさんの事件が調停で終わったのです。

なぜ、法律に明るい優秀な陪席裁判官2人を投入しても事件がたまってしまったのかというと、訴訟の場で裁判官が双方から話を聞いても、多くは法律的でないところで対立しているから処理が難しい。時間もかかる。法律的といえない対立感情を聞き取って、双方の対立をどう調整するかが重要なことを明治政府は分かっていたいなかったのです。そういう経験もあり、法的な解決をしようと頑張り過ぎないことも、一つの大事な我が国の紛争解決の仕方ではないかと思います。

【永野委員長】では、予定の時間が参りましたので、そろそろ講演をこれでお開きにさせていただきますと思います。園尾先生には、今日は御体調が万全でないにもかかわらず、いつにもまして熱の籠もった御講演をいただきましてありがとうございました。お話しいただいたように、我が国の長い、江戸以来の長い歴史、慣習、伝統の中で形成されてきた正義観や公正の観念といったものが、現在の公調委の制度の中にも溶け込んでいる。そういったものが、これだけグローバル化の洗礼を受けた我が国においても、なお国情に妥当するものがあるのではないかとのご趣旨に受け止めました。そういう意味で、今持っているこのリソースとい

うか、この制度のよさというものを存分に生かしてやれ、自信を持ってやれというふうにハッパをかけていただいたと思います。大変御示唆に富んだお話をいただきまして、どうもありがとうございます。（拍手）



<主要参考文献>

- 稲葉光彦『窮民救助制度の研究 一帝国議会開設以前史一』（慶應義塾大学出版会、1994 年）
- 清水直『続・プロが語る企業再建ドラマ』（銀行研修社、2014 年）
- 園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』（弘文堂、2010 年）
- 園尾隆司「優先主義・平等主義法制の歴史と将来展望～ローマ法を起源とする優先主義と対比した我が国平等主義の位置づけ」（金融財政事情研究会、金融法務事情 1996 号（26 頁）、2014 年）
- 園尾隆司『民事調停 世界に例のない制度がどのようにして形成されたのか』（金融財政事情研究会、2025 年）
- 上野透＝池田千恵「米国の ADR（特に公害・環境分野）について」（公害等調整委員会、機関誌「ちょうせい」第 43 号、平成 17 年）
- 公害等調整委員会事務局編『公害等調整委員会 50 年史』（公害等調整委員会、令和 4 年）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000829083.pdf



【御参考】

当該記事の前編は機関誌「ちょうせい」第 125 号（令和 8 年 5 月）に掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/125_tokushu.html



令和7年度公害等調整委員会年次報告

公害等調整委員会事務局



公害等調整委員会設置法第17条の規定に基づき、令和8年6月5日、公害等調整委員会は令和7年度の所掌事務の処理状況を国会に報告しました。以下、その概要を御紹介いたします。

① 公害紛争の処理状況について

令和7年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された36件と、令和7年度に新たに受け付けた26件の計62件でした。このうち、26件が令和7年度中に終結し、残り36件は令和8年度に繰り越されることになりました。新たに受け付けた事件の件数及び終結した事件の件数は、近年20～30件程度となっています（令和7年度に終結・係属した事件の一例を本誌31ページに掲載）。

委員会における公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴としては

○都市型・生活環境型公害紛争（住宅と事業活動場所とが近接している）

○騒音をめぐる事件の割合の高さ（騒

音・低周波音関係の紛争が全体の約5割）

○職権調停への移行（裁定申請であっても審理過程で職権調停へ移行する）の増加

といったことが挙げられます。

また、事件処理における委員会の改善・工夫などの取組としては

○事案に応じた計画的審理（「1年3か月」又は「2年」の標準処理期間の設定）

○専門的知見の活用及び調査等の実施（専門委員の任命、国費での現地調査等）

○期日開催におけるウェブ会議等の活用、被害発生現地での期日の開催

といったことが挙げられます。

② 都道府県・市区町村の処理状況について

国の委員会のほか、公害紛争を処理する機関として都道府県に審査会等が設置されており、令和7年度は85件の事件が係属し、37件が終結しました。また、令和6年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情の受付件数は約6万7千件となっており、そのうち公害紛争処理制度の対象となる「典型7公害」

（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に係る約4万8千件について、一番多い種別（約4割）は騒音となっています。これらの公害紛争・公害苦情への解決力・対応力向上のため、審査会等の会長等や各地方公共団体の担当者を対象に情報交換の場を設け、連携を強化しています。

③ 土地利用の調整の処理状況について

委員会は、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定や、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等も行っています。鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定は令和7年度に新たに4件を受け付け（令和6年度から繰り越された1件と合わせて計5件係属）、うち1件（本誌32ページに概要を掲

載）が終結しています。また、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等については令和7年度に新たに3件を受け付け（令和6年度から繰り越された2件と合わせて計5件係属）、うち4件が令和7年度中に処理されました。

年次報告の詳細については、下記のURLから御確認いただけます。
よろしければ、ぜひ御覧ください。

報道資料「「令和7年度公害等調整委員会年次報告」の公表」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kougai01_20260605.html



「公害等調整委員会年次報告書（公害紛争処理白書）」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/main.html>

※過去の年次報告書を御覧いただけます。

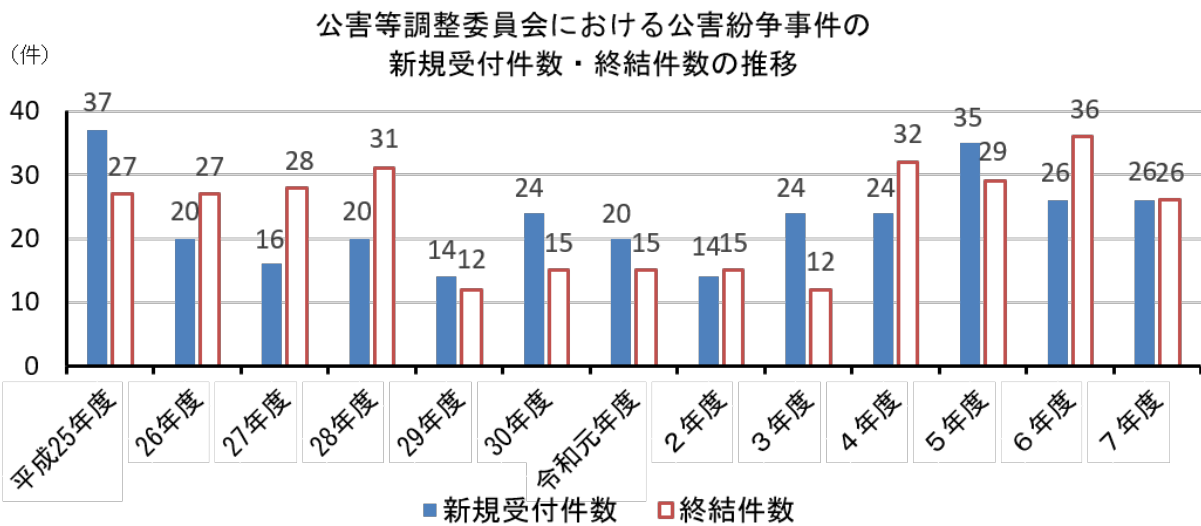


令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

公害紛争の処理状況

令和7年度 【係属】 62件 【うち【繰越し】 36件】 【終結】 26件
【新規受付】 26件

うち裁定事件 【係属】 58件 【うち【繰越し】 35件】 【終結】 25件
【新規受付】 23件



○ 近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
- ② 騒音をめぐる事件の割合が高い
- ③ 職権調停への移行の増加

○ 事件処理における取組

- ① 事案に応じた計画的審理
- ② 専門的知見の活用及び現地調査等の実施
- ③ 期日開催におけるウェブ会議等の活用、現地期日の開催等

**終結した事件例 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害
責任裁定申請事件**

【申請人】：岐阜県羽島市の住民2人

【被申請人】：建材等製造販売会社

【申請理由】：

- 被申請人の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じん^ろにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至った。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計3300万円等の支払

【事件の処理経過】：

- 裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催
- 当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結

係属中の事件例 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

【申請人】：埼玉県^の住民43人

【被申請人】：国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市

【申請理由】：

- 国道299号線の沿線等の民家に居住している申請人らが、当該国道で爆音走行するバイク等から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人飯能市は、関係機関に改善要請をしていない。
- 被申請人国土交通大臣は、当該国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅等を行っていない。また、被申請人環境大臣は、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行っていない。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計500万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど手続を進めた結果、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

都道府県・市区町村の処理状況

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和7年度 【係属】 85件 〔 うち【繰越し】 44件 〕 【終結】 37件
【新規受付】 41件
- ② 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和6年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和7年度 【係属】 5件 〔 うち【繰越し】 1件 〕 【終結】 1件
【新規受付】 4件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和7年度 【係属】 5件 〔 うち【繰越し】 2件 〕 【終結】 4件
【新規受付】 3件

終結した事件 しょうす とのしょう 香川県小豆郡土庄町小部地内の
岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】：採石業者
 【処分庁】：香川県知事
 【原処分】：処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、岩石採取の権原等に関する書面の不備などを理由に不認可処分を実施
 【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして同処分の取消しの裁定を申請
 【事件の処理経過】：
 裁定委員会を設け、審理期日（1回）を開催するなど手続を進め、申請人の申請を認容する裁定を行い、本事件は終結

がんばっています

近年増えている都市型公害の 苦情相談への対応

埼玉県草加市市民生活部環境課公害対策係長

たやま かずや
田山 和哉



草加市は、埼玉県の東南部に位置し、東に八潮市、西に川口市、北は越谷市、南は東京都足立区に接しており、市の面積は 27.46 km²です。

地質は、おおむね古東京湾で堆積された沖積層に覆われています。地形は、中川低地と言われる元荒川や古利根川等の大小河川によって形成された平均海拔 2.0m 程度の起伏の少ない低地帯です。

本市は、江戸時代日光道中第二の宿場であった草加宿を中心に集落が散在し、新田が開発され豊かな水田地帯となりました。明治維新以降、東武鉄道が開通すると、宿場から駅を中心とした町へと変化し、昭和 33 年 11 月 1 日に市制を施行しました。当時の人口は 34,878 人、県内で 21 番目に誕生し、県の主要都市として発展してきました。



奥のほそ道の風景地 草加松原

昭和 30 年代の後半からは、東京都心からわずか 20 km 圏内に位置するという地理的条件等に加え、東武鉄道と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや松原団地の完成等により急速に都市化が進み、人口増となりました。昭和 50 年代半ば以降、人口の伸びは鈍化したものの、その傾向は現在まで続いています。令和 7 年 1 月 1 日現在、人口は 251,992 人、世帯数は 126,968 世帯で、県下第 6 位の規模となっています。

鉄道としては、東武スカイツリーラインが市の中心を南北に走っています。一方、道路は一般国道 4 号線、県道足立越谷線、越谷八潮線が南北に、東京外かく環状道路、県道さいたま草加線、草加流山線が東西に通っています。

産業は、豊かな水と米により草加せんべいが生まれ、さらに、ゆかた、晒（さらし）業が栄え、皮革業等の転入等により、特色ある地場産業が形成されました。その後、県営工業用水の供給(昭和 39 年)、草加・八潮工業団地の造成(昭和 37～43 年)等により化学工場、製紙・パルプ業等が相次いで進出し、県下有数の工業都市になりました。令和 3 年経済センサス活動調査によると、事業所数は 7,193 事業所、従業員数は約 7 万 7 千人を擁しています。

土地利用をみると、昭和 33 年には約 70% を占めていた田畑の面積は、令和 6 年には市域の約 5.8% まで減少する一方、宅地面積は 16.61 km²

と、その割合は約 60%を占め、さらに都市化が進んでいます。

都内へのアクセスの良さなどにも恵まれていることから、多くの人が居住し、産業も発展している反面、工場・事業場と住宅地が近接していることも珍しくなく、社会活動から生じる公害等の苦情・相談が非常に多く寄せられています。公害対策を所管する環境課公害対策係は4人で典型7公害すべての対応を行っており、公害の苦情の種類や対応方法も様々なパターンがあるため、公害苦情に対応する職員の高度な対応力が求められ、職員一丸となって日々の業務に奔走しております。



松原団地記念公園

ここ数年では年間200件程度の公害苦情が寄せられており、典型7公害のうち、騒音・振動の苦情が一番多く、最近ではアスベスト関連の苦情や悪臭の苦情が多くなってきている印象です。そのような中で私がこれまで対応した最近の公害苦情からわかる公害苦情の動向と、対応の際に心掛けていることについて述べさせていただきます。

私は令和4年に現在の部署に配属され、公害苦情の処理、相談業務に携わって5年目となります。また、今年度からは係長となり、係員が受けた苦情・相談についての解決策などを係員とともに考え、指揮監督する立場となりました。公害に関する苦情の処理業務は市の業務として

は地味で表に出てこず、決して花形の業務ではないので、自身や係員のモチベーションを維持するのに大変な業務ではありますが、市民の皆さんの生活を守るため、市民の皆さんに一番近い最前線で活躍できる業務として係員全員で協力して業務をこなしております。

最近の苦情の動向ですが、以前は工場事業場からの騒音振動や悪臭などを規制する事務が中心だったと聞いておりますが、近年は環境に関する意識の高まりなどもあり、規制基準を超えるような操業を行う事業者等は少なく、どちらかというと飲食店や解体工事などの小規模事業者から発生する騒音や悪臭に関して個人間のトラブルに関する相談が多く寄せられております。中でも深夜に営業するバーなどのカラオケの音やお客さんの話す声に関する苦情が増えてきていると感じており、特に外国人の方が経営するバーなどの対応に苦慮しております。言語が通じないことはもちろんですが、文化の違いなどもあり、なかなか苦情の内容や何がいけないのかを理解してもらえないことが多々あります。国によっては人が亡くなった際に盛大に音楽、ダンス、爆竹で騒ぎ立てるなどの風習がある地域もあるそうで、深夜に行われると周辺から多くの苦情が寄せられることがあります。これまで環境の分野の所属には理系出身の職員が配属されることが多かったのですが、外国語や外国の文化の知識などを持つ職員の配置も今後は検討していく必要があるのかなと個人的には感じております。

深夜営業騒音の苦情を受けた際に困るのは、ホームページなどに掲載している通常の業務時間内に営業していることが少なく、23時になってようやく従業員がやってくるような事業所もあり、実際に騒音が出始めるのが深夜の0時や1時からということが多々ありました。深夜帯

の時間ということや職員の安全確保の面で、市職員のみでは対応に限界があるため、警察や建物所有者などとも連携して対応することが重要であることを痛感しております。

深夜騒音や家庭騒音などは人の声だったり、規制対象外だったりすることも多く、対応するのが困難な案件が多いため、多くの自治体様でも頭を悩ませていると思いますが、私が苦情対応の際に心掛けていることは、現場の確認や状況確認をまずは丁寧に行うということです。やはり、現地を見ることで初めて分かることが多くあり、発想の転換で解決がはかれる案件が多々あります。どうしても、解決が図れないことや長期化することも多くありますが、相談者側の感情を理解し、丁寧に対応や説明を行えるよう努めていくことが大切と感じております。

全国の市区町村の公害苦情相談担当職員の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。
ご覧いただきありがとうございました。



草加市役所新庁舎

がんばっています

「におい」をめぐる対話を 途切れさせないために



滋賀県長浜市市民生活部環境保全課主幹

なかむら たかひと
中村 崇人

長浜市は、滋賀県の北東部に位置し、琵琶湖や伊吹山系の山々、^{いぶき}姉川・^{あねがわ}高時川^{たかときがわ}をはじめとする多くの河川、里地里山など、豊かな自然環境に恵まれています。その一方で、市街地や住宅地、農村地域、工場・事業所が混在しており、水質、大気、騒音、振動、悪臭などの生活環境を守ることも重要な行政課題です。市では、環境の継続的な監視や工場・事業所への立入調査、環境保全協定の締結などを通じて、公害の未然防止に取り組んでいます。



黒壁スクエア

私は令和8年4月に環境保全課へ配属されました。配属前から、市内のある地域を車で通る際に、時折「甘いにおい」を感じることがありました。そのにおいが、近隣住民の間で問題となっている食品原料加工工場の焙煎臭であり、まさか自分が担当することになるとは思っていなかったため、引継ぎを受けた時は驚きました。

公害苦情の対応では、相談者から状況を聞き取り、現地を確認し、原因となる事業所等から

も事情を伺った上で、法令や測定結果と照らし合わせて対応を検討します。しかし、臭気はその時の気象条件や操業内容によって状況が変わり、現地へ向かった時には確認できないことも少なくありません。担当になった当初から、数字と現場の実感の両方をどのように捉えるかが課題だと感じました。

A事業所では、数年前の操業開始後、食品原料の焙煎工程から発生するにおいについて、周辺地域などから相談が寄せられるようになりました。これを受け、A事業所、地域の代表者、市の三者で協議を重ね、臭気測定や周辺地域の巡回、脱臭装置の設置、排気ダクトの改良、中和剤の試験など、様々な対策が進められてきました。また、A事業所は住民説明会を複数回開催し、個別の問合せにもその都度対応してきました。担当を引き継いだ時点で、既に数年にわたり、住民と事業者の双方が解決に向けて話し合いを重ねてきた案件でした。

私が担当となってから初めて現地を確認した際には、「これだけ対策をされているのだから、あまりにおいを感じなければよい」と思っていました。しかし、実際に現地へ行くと、焙煎特有のにおいはっきり感じました。事業者が様々な対策を重ねていることを知っただけに、正直なところ、複雑な気持ちになったことを覚えています。

この案件で最も難しいと感じるのは、単純に法令違反の有無だけでは整理できない点です。A事業所は関係法令を遵守した上で操業し、法令上求められる範囲を超えて、自主的な臭気対策を積み重ねています。一方、住民の皆さんにとっては、実際の生活の中でにおいを感じるという事実があります。地域の代表者からは、「この方法を試してはどうか」といった具体的な提案も出されますが、A事業所が既に検証済みであったり、設備の規模や安全面から実施が難しかったり、かえってにおいが強くなる結果が確認されていたりすることもあります。事業者が努力し、住民も解決策と一緒に考えている。それでも、においが完全になくなるわけではありません。

においの感じ方には個人差があります。また、風向や風速、気温、湿度、操業状況などによっても、感じる場所や時間帯は変わります。測定機器の数値が低くても、人の嗅覚ではにおいを感じることがあります。反対に、工場以外の排ガスや、雨天時の土壌などのにおいに測定機器が反応する場合があります。数値だけでは住民一人ひとりの実感を十分に捉えられないことに、臭気問題の難しさがあります。

市に直接苦情が寄せられていない期間でも、地域のモニタリングには、においを感じたとの記録が残っていることがあります。このため、苦情電話の件数だけで状況を判断することはできません。市では、事業者による定期的な巡回測定の結果と、地域で把握されている状況の両方を確認するようにしています。また、住民と事業者と一緒に地域を歩き、実際のにおいを確認したこともありました。同じ場所に立ち、普段どのような時に、どの辺りでにおいを感じるのかを聞くことで、資料や測定値だけでは分からない生活上の困りごとが見えてきます。

協議の場では、住民の皆さんから、においを少しでも減らすための提案や質問が出されます。A事業所からは、実施した対策の結果だけでなく、安定した効果が得られなかったことや、設備を導入する上での技術的な課題についても説明があります。行政には、どちらか一方の主張を相手へ伝えるだけでなく、双方が同じ情報を共有し、話し合いを続けられるように調整する役割があると感じています。

今回の対応を通じて、すぐに解決できない事案ほど、対話を途切れさせないことが重要だと学びました。住民の声を事業者へ伝えるとともに、事業者がどのような考えで、どのような対策を実施し、その結果どうであったかを、定期的に住民へ伝えることも行政の大切な役割です。改善の効果が十分でなかった場合でも、その事実を含めて共有することが、次の検討と相互理解につながるのではないかと思います。

市内の工場へ立入調査に伺う中で、多くの事業者が法令を守るだけでなく、環境保全や安全管理のために設備や作業方法を改善し、技術的な工夫を積み重ねていることを実感しています。しかし、その取組は工場の外からは見えにくいものです。今後も、住民の意見を丁寧に受け止めるとともに、事業者の環境保全に対する努力も理解し、双方に伝えていきたいと思っています。明確な答えがすぐに見つからない時こそ、現場を見て、話を聞き、粘り強く調整を続けることが、公害に関わる業務を担当する職員に求められていると考えています。



長浜・北びわ湖大花火大会

令和8年度こども霞が関見学デーの結果報告 と 総務省・公調委キッズページのご紹介

公害等調整委員会事務局

1 こども霞が関見学デーについて

公害等調整委員会は、令和8年7月29日(水)・30日(木)の2日間、「こども霞が関見学デー」のイベントを中央合同庁舎第2号館で開催しました。(公社)日本騒音制御工学会のご協力のもと、音の体験学習と工作を実施しました。2日間で合計857人(こども463人、保護者等394人)の方々にご参加いただきました。

施し、体験学習ではリラックスボックス(耳を休める場所)や、いろいろな高さの音、音色の違いなどを体感しながら学ぶことができる内容で、モスキート音やゾウの会話、風鈴の聴き比べなどを来場者に体験していただきました。

プログラム

音で遊ぼう! ~音の体験学習と工作~

- リラックスボックス(耳を休める場所)を体感しよう!
周囲より静かな場所をつくる補助具について知る
- 音に関する工作
ストロー笛を作成してみよう
- いろいろな高さの音を聞いてみよう!
高い音・低い音はどんな音?
(モスキート音、ゾウの会話など)、身近な音のクイズ
- 音の大きさをはかってみよう!
掃除機や楽器の音の大きさを騒音計ではかる
- 音色の違いを体感しよう!
風鈴の音色の聴き比べ



音の大きさをはかる様子

耳を休める場所を体感できるリラックスボックスは、段ボール箱の内部に吸音材を張り、静穏な環境を確保するための補助具です。ボックス内に頭を入れて周囲の音から逃れて耳を休めたり、気持ちを落ち着かせたい際に使用します。小学校や保育施設など、一室内でたくさんの児童が過ごす施設では、かなりの騒音が発生しますが、室内に置き、持ち運びできる大きさなので、教室内等で活用されています。

今年度のプログラムは、「音で遊ぼう」をテーマに音の体験学習と音の出るもの工作として実



リラックスボックス体感している様子



リラックスボックス

こどもでもできる工作として、ストロー笛を作成していただきました。ストローの先端を押しつぶし、つぶした部分の先端を三角に切り、切った先端を前歯で軽く挟んで息を吹き込んで音が出る仕組みで、音階の長さの見本をテーブルに置いてあり、その見本に合わせてはさみで好きな色や太さのストローを選んで切り、最後にテープでひとまとめにしてストロー笛の完成です。ストロー笛は、作成したものを持ち帰ることができるため、ご参加の方にも好評でした。

また、混雑時に受付前で待っていただく間、おこさまに「仲直りする方法を教えてください」と質問をしたところ、ほとんどのおこさまは「謝る」と回答し、なぜそのような質問をするのか不思議そうな表情の保護者の方には、公害等調整委員会がどのような機関なのかを説明し、公害紛争処理制度を知っていただくきっかけになりました。

どのコーナーも、多くの方々にご参加いただきました。両日ともに暑い中、ご来場ありがとうございました。



音が出る物の工作の様子



ストロー笛

こども霞が関見学デーとは

霞が関に所在する各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中にこどもたちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

2 キッズページについて

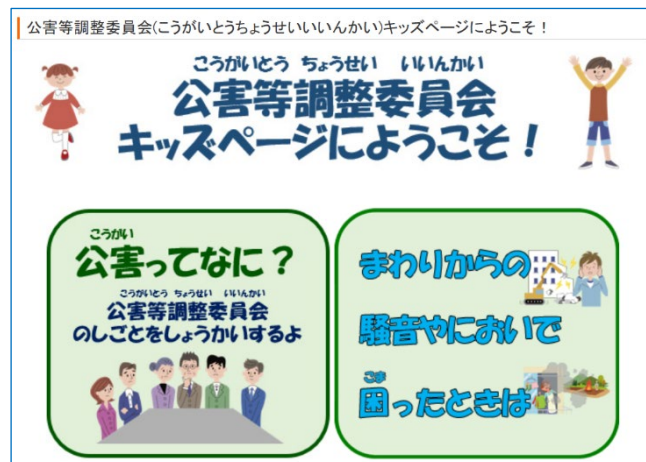
①公害等調整委員会ホームページ

公調委ホームページ内の「公害等調整委員会キッズページ」では、公害や公害紛争処理について、主に小学生に向けてわかりやすくご紹介しています。

ぜひ夏休みの自由研究や日頃の疑問などのご参考にしていただければ幸いです。

以下の URL・QR コードからご覧いただけます。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



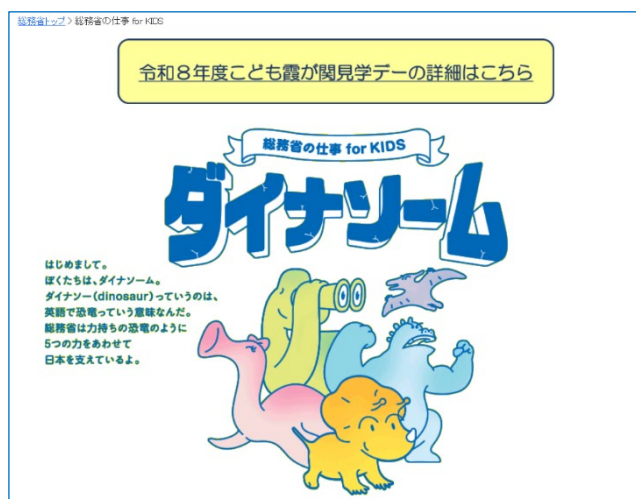
②総務省ホームページ

総務省ホームページ内にもキッズページがあります。総務省は幅広い分野を担当しています。そのお仕事内容を5つの恐竜で紹介しています。

公害等調整委員会のお仕事については、タスケルサウルスで説明しています。

以下の URL・QR コードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/kids/index.html



公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、判例関係情報や法的時事を紹介する専門雑誌「判例時報」への記事の掲載についてご紹介します。

『判例時報』に掲載されました

『判例時報 No.2640（2026 年 3 月 15 日号）及び No.2645（2026 年 5 月 15 日号）』に公害等調整委員会が担当した次の事件が掲載されました。

○「羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件」（公調委令 7・9・18 裁定）

被申請人の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償を求め、申請を一部認容、一部棄却された事例

○「香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件」（公調委令 7・9・18 裁定）

処分庁は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法第 33 条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 7 号に規定する「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」及び同項第 8 号に規定する「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添付していないことを理由に、令和 6 年 7 月 12 日付けで不認可処分を行ったことから、申請人は、同処分は違法であるとして、令和 6 年 10 月 9 日付けで、同処分の取消を求め、岩石採取計画不認可処分を取り消すとされた事例

記事では、各事件の概要及び裁定について記載しております。是非、ご覧ください。

[Info]

『判例時報 No.2640（2026 年 3 月 15 日号）』

出版社：判例時報社

発行年月：2026/3

販売価格：1430 円（税込み）



『判例時報 No.2645（2026 年 5 月 15 日号）』

出版社：判例時報社

発行年月：2026/5

販売価格：1430 円（税込み）



公害等調整委員会の動き

(令和8年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月13日	公調委令和7年(セ)第2号事件 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
4月20日	公調委令和5年(セ)第5号事件 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
4月23日	公調委令和6年(セ)第11号・第16号事件 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件及び同参加申立事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
5月14日	公調委令和5年(セ)第5号事件 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
5月28日	公調委令和6年(セ)第3号事件 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 大阪市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和8年(ゲ)第6号事件)

令和8年4月17日受付

本件は、大阪地方裁判所から、同裁判所に係属している「令和6年(ワ)第6155号損害賠償請求事件」及び「令和7年(ワ)第12752号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

○ 宮崎市における解体工事に伴う騒音・振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第2号事件)

令和8年4月21日受付

本件は、被申請人が申請人宅に隣接する鉄筋コンクリート造3階建ての建物の解体工事に伴い、複数回の縦揺れを発生させたことで、申請人宅の基礎・犬走り、ブロック塀等に亀裂が生じ、犬走りは一時崩れかかったなどとして、被申請人に対し、損害賠償金12万1000円の支払いを求めるものです。

○ 浜松市における農薬散布等に伴う大気汚染・騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第3号事件)

令和8年4月23日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅の東側に隣接する柑橘畑において薬剤散布を行い、有害物質

の飛散及び受忍限度を超える騒音の発生を継続させたことにより、申請人Aは特発性間質性肺炎により通院中であつたが症状が著しく増悪した。また、申請人Bは同疾患であると診断を受けていたところ、急性増悪を引き起こした。その結果、申請人Aは日常生活における申請人Bの介護を余儀なくされているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計1000万円等の支払いを求めるものです。

○ 葛城市における工場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第7号事件)

令和8年4月30日受付

本件は、被申請人が工場を操業していることと、申請人らが所有又は使用する土地が重金属によって汚染されていることとの因果関係の有無について、裁定を求めるものです。

○ 世田谷区におけるコンデンサー等の投棄に伴う土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第4号事件)

令和8年5月7日受付

本件は、被申請人が本件土地上にコンデンサー等の製造工場を所有し、PCBを含有するコンデンサー等を製造していたところ、本件土地中に高濃度のPCBを含有するコンデンサー等(以下、「本件PCB」という)を投棄したことにより、本件土地が汚染され、申請人は、本件PCBの処理及び保管費用の負担を強いられたとして、被申請人に対し、損害賠償金1億9978万3185円の支払いを求めるものです。

○ 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第2号事件)

令和8年5月11日受付

市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等職権調停事件は、千葉県市川市の住民1人が、申請人の元居住地近傍で銭湯を経営する者(被申請人A)及びマンションを建築する会社(被申請人建築会社B)を相手方として、被申請人Aが湯を沸かす薪(まき)窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤(ばい)煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生・拡散させ、被申請人建築会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させている煤煙、悪臭、ガス等が申請人の元居住地へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳(せき)、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償を求め、また申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Aが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を輩出し、被申請人建築会社Bによるマンション建設に伴い風速、風向、風圧が変化したため、申請人の元居住地へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めた事件について、職権で調停に付し、(令和5年(調)第12号事件)、令和6年2月1日、調停が成立した事件です。

令和8年5月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 大田区における解体工事及び建設工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害・財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第5号事件)

令和8年5月14日受付

本件は、被申請人が申請人宅に隣接する公社住宅の解体及びマンション建設工事に伴い、騒音・振動・粉じんを多大に発生させたことで、申請人はストレスで体重が減少し、現在も喉に痰が絡む症状が継続している。また、振動により申請人宅室内のクロスに亀裂が入り、電子機器・精密機器が故障し、粉じんによる外装の汚損やベランダや室内が真っ黒になる等の被害が生じたなどとして、申請人に対し、損害賠償金400万円の支払いを求めるものです。

○ 結城市におけるヒートポンプ設備からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第6号事件)

令和8年5月18日受付

本件は、被申請人が申請人宅南側に、ヒートポンプ設備を設置し、騒音対策等を行うことなく稼働させていることで、申請人は夜間から早朝にわたり、寝られず、寝ていても目が覚めてしまい、眠れない状態が続いている。また、騒音性難聴防止のため、日々、耳栓をしながらの就寝、生活を強いられ、肉体的・精神的苦痛を長期間受けているなどとして、申請人に対し、慰謝料として損害賠償金706万2330円の支払いを求めるものです。

○ 葛飾区における室外機からの低周波音による健康被害・財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第7号事件)

令和8年6月2日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅に隣接するスーパーマーケットの敷地内に設置された室外機から低周波音を発生させることにより、申請人Aは睡眠妨害を受け、申請人ら宅内で低周波音のために苦痛を感じる場所を避けて日常生活を送らざるを得なくなり、また、申請人Bも眠れなくなり、頭痛及び耳鳴りが生じ、不安障害との診断を受け、申請人らは避難先として、賃貸アパートを賃借し、家賃負担を継続している、などとして申請人らに対し、慰謝料等として損害賠償金合計690万2807円等の支払いを求めるものです。

○ 目黒区における空調設備等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第8号事件)

令和8年6月5日受付

本件は、申請人に生じている、主寝室での就寝困難、住戸の一部を本来の用途で使用できないことによる生活被害並びに睡眠への支障、耳の痛み、圧迫感等の健康被害は、被申請人が管理する駅ビルの屋上にある冷凍・冷蔵設備、空調設備、厨房排気設備、キュービクルその他付帯設備の稼働に伴い発生する低周波音を含む音が原因であるとの裁定を求めるものです。

○ 三条市における築造工事に伴う地盤沈下による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第9号事件)

令和8年6月9日受付

本件は、申請人に生じた耳鳴り、頭痛、腰痛などの全身痛、不眠、尋常性白斑、他の身体的

不調等の健康被害は、被申請人が行った築造工事及び付随する工事によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第3号事件)

令和8年6月16日受付

阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件は、徳島県阿波市の一家(個人4名)が、建設会社を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和7年(調)第9号事件)、令和7年12月4日、調停が成立した事件です。

令和8年6月16日、申出人らから、被申出人が調停条項を履行できていないとして調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

なお、申出人らが令和8年1月30日に義務履行の勧告を求める申出をした阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件(令和8年(リ)第1号事件)は、令和8年4月21日、調停条項に定められた義務を怠っているという

ことはできず、義務履行の勧告は行わないことに決定し、終結しています。

○ 豊橋市における建物改修工事に伴う大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第8号事件)

令和8年6月29日受付

本件は、申請人が在籍していた高等学校で被申請人らが実施した改修工事において、シックハウス症候群の原因物質となり得るホルムアルデヒドを含有する有機溶剤が使用されたため、申請人は、めまい、嘔気(おうき)、倦怠感、手指振戦などの症状が見られ、シックハウス症候群の後遺症としての化学物質過敏症と診断された。また、本件改修工事以降、学校に來るとこれらの症状が見られるようになったが、学校が休みである土日祝日では症状が改善される状況であったなどとして、被申請人らに対し、慰謝料等として損害賠償金100万円を連帯して支払うことを求めるものです。

終結事件の概要

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第1号事件)

① 事件の概要

阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件は、徳島県阿波市の住宅に住む一家(個人4名)が建設会社を相手方(被申請人)として、被申請人が住宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵

機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和7年(調)第9号事件)、令和7年12月4日、調停が成立した事件です。

令和8年1月30日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人ら及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、令和8年4月21日、調停条項に定められた義務を怠っているということとはできず、義務履行の勧告は行わないことに決定し、事件は終結しました。

○ 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第5号事件)

① 事件の概要

令和8年3月13日、岡山県岡山市の住民1人から、飲食店経営会社外2名を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙

による悪臭を発生・拡散させていることによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることは相当でないと認められることから、令和8年4月21日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第6号事件・令和8年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年8月27日、東京都世田谷区の住民から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、申請人に生じた平穏な日常生活の阻害による不安、不眠、不快感等の精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害は、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音と申請人に生じた精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当である

と判断し、令和8年2月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し(公調委令和8年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回の調停期日を開催し、同年5月20日、第4回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第6号事件)

① 事件の概要

令和5年7月21日、東京都八王子市の一家(個人2人)から、近隣の一家(個人2人)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに日常的に生じている頭痛、不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音、高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅から発生している騒音と申請人らが受けている健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほ

か、1回の審問期日を開催するなど手続きを進めた結果、令和8年6月1日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和6年(セ)第3号事件)

① 事件の概要

令和6年3月14日、東京都足立区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、また、咳が止まらず、咳喘息と診断された。さらに、左足の薬指のしびれや歯周病の通院治療、睡眠障害のため心療内科へ通院し睡眠薬を処方され服用することとなったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めたものです。(その後、請求金額は74万1092円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、配管工事に伴う騒音や振動と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど手続きを進めた結果、令和8年6月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第7号事件・令和8年(調)第7号事件)

① 事件の概要

令和7年8月4日、神奈川県横浜市の一家(住民2名)から、飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人が、換気扇を稼働させることにより店舗から調理臭及び生活臭(主としてタバコ臭)を発生させていることで、申請人甲は生活面の被害を被っており、在宅勤務を行う際に臭気により集中を妨げられ、仕事の進捗に支障を来しており、臭気を原因とするストレスにより、申請人乙から八つ当たりをされることがあり、その意味でも被害を被っていること、そして、申請人乙は、仕事部屋が被申請人店舗に近いことから窓を閉めていても臭気を感じており、仕事に集中することができず、収入面にも悪影響が生じているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計1100万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が店舗から発生させている調理臭及び生活臭と申請人らに生じた生活面の被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任し、手続きを進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和8年6月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和8年(調)第7号事件)、裁定委員会が自ら処理

公害等調整委員会の動き

することとしました。同年 6 月 25 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和8年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
千葉県 令和8年(調)第1号	家庭用ヒートポンプ給湯器等からの低周波音等被害防止請求事件	R8. 4. 21
長野県 令和8年(調)第1号	道路建設に伴う騒音等被害のおそれ防止請求事件	R8. 4. 23
愛知県 令和8年(あ)第1号	水道施設からの大気汚染被害防止及び損害賠償請求事件	R8. 4. 23
東京都 令和8年(調)第2号	バス運行に伴う騒音に係る損害賠償等請求事件	R8. 4. 27
大阪府 令和8年(調)第1号	営業所からの騒音被害防止請求事件	R8. 4. 27
千葉県 令和8年(調)第2号	残土等処理施設からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R8. 5. 13
茨城県 令和8年(調)第1号	道路建設に伴う騒音被害のおそれ防止請求事件	R8. 5. 27
岡山県 令和8年(調)第2号	残土選別場からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R8. 6. 1
静岡県 令和8年(調)第1号	浄化槽からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R8. 6. 2
神奈川県 令和8年(調)第2号	隣家からの低周波音被害防止請求事件	R8. 6. 12

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
石川県 令和7年（調） 第2号 [織物工場からの騒音・振動被害防止等請求事件]	石川県 住民1人	織物生地 製造会社	令和7年11月13日受付 (1)夜間操業の停止もしくは縮小 (2)騒音・振動の計測と測定結果の開示 (3)A市地下水保全条例に基づく地下水採取許可申請書の開示と説明 (4)基準以上の騒音・振動や地盤沈下、排水による汚染等が生じた場合に備え、その防止に努めることや、万一損害が発生した場合の補償等を約する公害防止協定の締結	令和8年6月8日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人は申請人が重視する請求に応えることはできないと主張したため、当事者双方の意見に歩み寄りが見られず、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

ちょうせい

第126号 令和8年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を

身近にあります、
公害問題解決の窓口



公害苦情相談窓口はこちら

お住まいの市区町村又は都道府県の
公害苦情相談窓口を検索できます。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理件数、公害苦情調査結果
報告書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください。

公害苦情調査
結果



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>

公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

X @MIC_kouchoi



公害等調整委員会

検索

